

厚生労働大臣 加藤勝信 さま

## 「新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置」による サービス利用者への負担押し付けの撤回を求める緊急要請

介護保険を考える介護従事者、介護家族有志

厚生労働省から6月1日付で、各都道府県等の介護保険担当主管部局あての事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」と、6月15日付で、「同（第13報）」が出されました。

私たちは、ケアマネジャー、介護事業所、介護家族です。介護の現場ではこの通知の取り扱いをめぐり、多くの戸惑いや怒りの声が上がっています。ケアマネジャーは利用者負担させるのはおかしいと感じ、介護家族は事業者には感謝しつつ、使っていないサービス分をなぜ支払うのかと首を傾げ、しかし、世話になっているという負い目があるため、仕方なく同意書にサインをしています。感染拡大時、デイサービスやショートステイ利用者は、自主的な利用中止や事業所からの要請で、平常のサービスを受けられない状況でした。その結果、フレイルが進行し、認知機能が衰えた方も少なくありません。やむを得ない事情とはいえ、サービス利用の権利を奪われた状況に置かれたのです。

私たちは、今回のコロナ禍で介護事業所の経営が困難に直面していることは理解していますし、デイサービスやショートステイの大切さもあらためて実感しています。事業者が減収で閉鎖に追い込まれるようなことはあってはならないとも願っています。しかし、新型コロナウイルスという不可抗力による事業所の減収を、利用者負担を押し付けて解消しようとするような今回の措置は、利用者との信頼関係を壊すだけでなく、利用者間の公平を損なうことで、介護保険制度への国民の信頼を揺るがし、国の責任を放棄するものです。

私たちは、今回の特例措置（臨時的取り扱い）の撤回を求めます。今回の特例は介護の現場を混乱に陥れ、利用者との分断を誘発しています。介護の現場にそうしたことを起こさないために、介護事業所の減収や感染対策にかかる経費等は、補正予算の予備費を使い、公費で補填するよう、強く求めます。介護保険の公平さを守るためにも、このような先例は決してつくってはなりません。

連絡先：中澤まゆみ

世田谷区豪徳寺 1-2-7-203 ☎03-5477-9891